様式第１０号（その１）（第５条関係）

選挙運動用自動車使用証明書（自動車）

　　令和５年４月●日

証明日を記載（使用の最終日以降の日）

　令和５年４月２３日執行

豊富町長選挙

候補者氏名　●●　●●　　　　　㊞

契約書と同一の内容を記載

　次のとおり選挙運動用自動車を使用したものであることを証明します。

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 運送等契約区分  （該当する方の番号に○をしてください。） | 1 | 一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約による場合 | |  | 左に掲げる場合以外の場合 |
| 運送事業者等の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名 | | | 天塩郡豊富町字●●  ㈱●●●●  代表取締役　●●　●● | | |
| 車種及び自動車登録番号又は車両番号 | 運送等年月日 | | 運送等金額 | 備　考 | |
| 普通乗用自動車  旭川●●●あ●●－●● | 令和５年４月１８日 | | 11,000円 |  | |
| 〃 | 令和５年４月１９日 | | 11,000円 |  | |
| 〃 | 令和５年４月２０日 | | 11,000円 |  | |
| 〃 | 令和５年４月２１日 | | 11,000円 |  | |
| 〃 | 令和５年４月２２日 | | 11,000円 |  | |

備　考

１　この証明書は、使用の実績に基づいて、運送事業者等ごとに別々に作成し、候補者から運送事業者等に提出してください。

選挙運動用自動車として実際に使用した日を記載

２　運送事業者等が豊富町に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。

３　この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、運送事業者等は、豊富町に支払を請求することはできません。

４　公費負担の限度額は、選挙運動用自動車１台につき１日当たり次の金額までです。

1. 一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約による場合　64,500円
2. （１）以外の場合　16,100円

５　同一の日において一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約（「運送等契約区分」欄の１）とそれ以外の契約（「運送等契約区分」欄の２）とのいずれもが締結された場合には、公費負担の対象となるのは候補者の指定する一の契約に限られていますので、その指定をした一の契約のみについて記載してください

６　同一の日において一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約又はそれ以外の契約により２台以上の選挙運動用自動車が使用される場合には公費負担の対象となるのは候補者の指定する１台に限られていますので、その指定をしたい１台のみについて記載してください。

７　５の場合には候補者の指定した契約以外の契約及び６の場合には候補者の指定した選挙運動用自動車以外の選挙運動用自動車については、豊富町に支払を請求することはできません。